平成２２年（フ）第５３５９号
大阪府寝屋川市明徳１丁目６番49―403号
債務者　髙﨑　浩志
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３７６号
大阪府寝屋川市黒原旭町１番７号
債務者　後藤　正昭
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３７７号
大阪府寝屋川市黒原旭町１番７号
債務者　後藤ケサミ
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４２２号
大阪府守口市南寺方北通２丁目５番９号
債務者　武野　悦郎
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４３４号
大阪市浪速区恵美須西２丁目２番１―805号
債務者　土門　　薫
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５７２号
大阪市東住吉区北田辺１丁目３番７―403号
債務者　奥野　眞弘
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５９５号
大阪府茨木市小柳町３番12号
債務者　木村　貴子（旧姓赤瀬）
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６０１号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目22番３号
債務者　大田　雅子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６１０号
大阪市大正区平尾４丁目15番21号　長舟マンション３号
債務者　安永　光宏
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６１５号
大阪市住之江区南港東１丁目６番３―307号
債務者　成木磨由子こと　成木麿由子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４９０号
札幌市清田区美しが丘４条７丁目２番16号
債務者　森田　真理（旧姓樋本）
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６１９号
北海道恵庭市柏陽町４丁目６番17
債務者　白木由加子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８２５号
札幌市中央区北４条西25丁目１番20―202号
債務者　本間　俊幸
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８６６号
札幌市中央区南６条西12丁目763番地１　ウエスト12―302号
債務者　山本富士美
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１８号
札幌市南区石山２条６丁目７番68号　ソフィール８―203号
債務者　梅田　政仁
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１９号
札幌市南区石山２条６丁目７番68号　ソフィール８―203号
債務者　梅田ひとみ
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３４号
札幌市中央区南18条西15丁目１番５―401号
債務者　鈴木　政江
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９４１号
北海道石狩市花川北２条２丁目120番地
債務者　清水　貴子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部